

青森県報

第八百四十四号

令和六年
十一月二十五日
(月曜日)

目次

告示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………

○障害福祉サービス事業者の指定……………

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………

○土地改良区の定款変更の認可……………

告示

青森県告示第六百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

が生活習慣病・ 対策課	一
福祉課	二
同	二
（西北地域 民局）	三
（上北地域 民局）	三

令和六年十一月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
田中直	吉田健太	飯野勢	中村公明	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
弘前大学医学部附属病院	八戸市立市民病院	弘前大学医学部附属病院	黒石市国民健康保険黒石病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	名称
五三	八戸市田向三丁目の一	五三	黒石市北美町一丁目七〇	五三	弘前市大字本町	五三	青森市浪打二丁目一〇の一・二	所在地
整形外科	消化器内科	消化器内科、血液内科、免疫内科	消化器内科、血液内科	消化器内科、血液内科	消化器内科、血液内科	消化器内科、血液内科	脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科	担当する診療科名
六・九・三〇	〃	令和六・四・一	平成三・四・一	年月日	年月日	年月日	年月日	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医
原 徹	清水 目 奈	美	油川 郎 広太	藤田 有紀	鈴木 仁				
津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院
弘前市大字扇町 二丁目二の二	黒石市ちとせ三 丁目六	八戸市大字白銀 町字南ヶ丘一	むつ市小川町一 丁目二の八	八戸市田向三丁 目一の一	弘前市大字本町 五三	弘前市大字富野 町一	弘前市大字本町 五三	五所川原市字岩 木町一二の三	影上北郡七戸町字 津内九八の一
科 総合診療	内科	科 耳鼻咽喉		整形外科		整形外科		科 リウマチ	内科
	六・二・一	〃		〃		〃		六・二・一	

変更後	変更前
定難病指 医	定難病指 医
三浦 和知	三浦 和知
津軽保健生 協同組合 健生病院	津軽保健生 協同組合 健生病院
弘前市大字扇町 二丁目二の二	弘前市大字本町 五三
整形外科	整形外科
	〃

青森県告示第六百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年十一月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業者	指定年月日
名称	名称	令和 六・三・一
主たる事務所の所在地	所在地	
北津軽郡中泊町大字深野田字甘木一〇の二	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	
生活介護の種類		
内湯療護園デイサービスセンター		
社会福祉法人内湯療護園		

青森県告示第六百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年十一月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一般社団法人ミライク	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	保育所等訪問支援	ミライクス	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字杉元七五	〃
一般社団法人ミライク	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	放課後等デイサービス	ミライクス	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字杉元七五	令和六・三・一
指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日	
名 称	の 所 在 地	名 称	所 在 地		

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年十一月二十五日

西北地域県民局長 長 内 和 人

役員別の区別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	藤田 定義	五所川原市中央二丁目一〇二一	令和六・九・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和六年十月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年十一月二十五日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭